

## 有機性排水処理技術分野 実証試験要領 の改定について

平成24年度より環境技術実証事業運営委員会で、各分野の要領の見直しを進めることとなり、そのなかでも分野間の統一的な表記を確認した。特に、運営機関が統一されるなどの体制に関する表記や海外への展開も可能となるように英訳部分の加筆などを修正する内容とした。試験に関する内容については、技術の種類を限定することなく有用な技術を実証するためにこれ以上の改訂は必要ないと判断した。

## ○改定箇所

## P4 運営機関の役割に次の内容を加筆

各実証機関の事業実施結果（実証試験結果報告書を含む）に関する評価を行う。  
本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動を実施する。  
技術分野の設定のための調査・検討を行う。  
実証事業実施要領の改定案を作成する。

## P8 実証対象技術の審査基準に次の内容を加筆

先進的な技術であるか

## P27 定量的なデータ品質指標の略称 DQI に次の表記を加筆

Data Quality Indicator

## P42,44,52 申請書や実証試験結果報告書に企業名や技術名に「英文表記」の欄を追加